

令和 6 年度病院局退職職員（※1）の再就職の概要

（単位：人）

	県に再就職		県以外に再就職				小計	届出 なし	計
	再任用	その他	国、他 地方公 共団体 等	地方独 立行政 法人	公社等 (※2)	その他 民間団 体等			
個別情報の公表 対象者(※3)		1				3	4	2	6

※1 再任用任期满了者等を含み、臨時的任用職員及び会計年度任用職員を除く。

※2 県が出資等を行う法人（地方独立行政法人を除く。）で、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号）第2条による県職員の派遣が認められている法人、知事が理事長の任命又は指名を行う法人、知事が代表者に就任している法人及び県が25%以上出資等している法人。

※3 退職時又は役職定年（注）前の職位が課長級以上の職員。ただし、退職手当の支給を受けることなく退職して引き続き国、他の地方公共団体又は地方独立行政法人の職員となった職員及び公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律の規定に基づき退職して団体へ派遣された職員を除く。

（注）役職定年…地方公務員法第28条の2第1項の規定による管理監督職以外の職への降任等をいう。